



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

67 和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約の廃止	(市町村課)	1
68 和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止	()	1
69 和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納事務の委託	(医務課)	2
70 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	2
71 保安林の指定	(森林整備課)	4
72 保安林の指定施業要件変更予定	()	4
73 保安林の指定施業要件の変更	()	5
74 " "	()	5
75 公共測量の終了	(技術調査課)	5
76 地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	6
77 "	()	6
78 "	()	6
79 和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(道路建設課)	7
80 海南都市計画道路事業の事業計画の変更認可	()	7
81 "	()	7

告 示

和歌山県告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、次の規約により和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を廃止する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を廃止する規約

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（平成28年和歌山県告示第850号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、次の規約により和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託を廃止する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成29年和歌山県告示第928号)は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第69号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

東京都中央区日本橋三丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階

2 委託した和歌山県立こころの医療センターにおける未収金

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費(患者負担分)等に係る未収金のうち同センターの指定するもの

3 委託期間

令和6年1月9日から同年3月31日まで

和歌山県告示第70号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「秘穴の蜜 開花した享楽」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「RAVE KILLER QUEEN」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「満潮 押し寄せる波のごとし」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「LOVE DROP EFFECTOR」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (5) 次の写真を付して、「乱 Deep Throat」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真を付して、「セクパリ ビチビチ過ぎる狂愛没入派」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真を付して、「輪姦強姦 連れられぬ強性教育」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「乱れ紅葉」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真を付して、「金G塔」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「SHIRUDAKU」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (11) 次の写真を付して、「RED LINE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真を付して、「SEXTREMER STAR Endurance」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真を付して、「OVER HEAT EROTIC」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真を付して、「TARTARUS Σ SEXSIST」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「Thunder Strike」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「Rusty Vtec」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「PSYCHO SENSE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真を付して、「CERBERUS EX」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「Virgin Lover」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (20) 次の写真を付して、「vacuum girl MAXX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真を付して、「悪雌 絶対奴隸」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「THE DIAMOND HAZE HORIZON」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (23) 次の写真を付して、「セックスフレンド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「△4HNP2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真を付して、「生娘toイク」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「DASH~es~」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真を付して、「Hyper ELECTRIC Fuse」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「超絶倫 FEVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「Secret Time Advance」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真を付して、「Sex Bang special」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「暴走SWAPPING」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「チャンピオン」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真を付して、「G-STAR レクイエム」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真を付して、「Excite Christmas ノーマル」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「Excite Christmas ハード」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Excite Christmas ウルトラハード」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「NEW SEX Mist ラストロマンス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (38) 次の写真を付して、「性的特異点 Moon Rush」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「性的特異点 Crazy Air」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「性的特異点 Leaf Party」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和6年1月23日

和歌山県告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字吉原字女夫石1468の1
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第72号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養かんよう
3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第75号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 令和4年12月21日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町全域

和歌山県告示第76号

和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和2年3月3日から令和5年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年1月12日

和歌山県告示第77号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年10月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年1月12日

和歌山県告示第78号

和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

令和2年5月27日から令和4年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井の一部地区

5 認証年月日

令和6年1月12日

和歌山県告示第79号

和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和6年1月4日付け国近整計管和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線及び海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県国土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第80号

海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和6年1月4日付け国近整計管和都業第6-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・5・102号黒江線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県国土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第81号

海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和6年1月4日付け国近整計管和都業第7-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年1月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)